

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第41回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和2年8月26日（水）午後6時00分～午後9時10分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階 第一会議室	
出席者		出席委員 4人 委員長 佐藤 直人 委員 副委員長 伊藤 茂男 委員 委員 唐澤 寛 委員 矢板 ゆき江 委員 欠席委員 1人 曾根 隆寛 委員
	指定管理者候補者団体	社会福祉法人聖ヨハネ会 3人 公益社団法人小金井シルバー人材センター 3人
	担当課	福祉保健部長 中谷 行 男 高齢福祉担当課長 平岡 美 佐 介護福祉課高齢福祉係長 笹 栗 秀 亮 交通対策課長 堀 池 浩 二 交通対策課交通対策係長 大 関 勝 広 交通対策課交通対策係主任 林 利 俊
	事務局	企画政策課長 梅原 啓太郎 企画政策課企画政策係主任 前坂 悟 史 企画政策課企画政策係主事 鎌田 莉 央
傍聴の可否	可 一部不可 不可	
会議次第	1 開会 2 令和2年度 諮問第2号 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の候補者の選定について 3 令和2年度 諮問第3号 武蔵小金井南第3自転車駐車場外6施設の指定管理者の候補者の選定について 4 その他 5 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第41回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和2年8月26日(水)午後6時00分～午後9時10分

場 所 市役所本庁舎3階 第一会議室

出席委員 4人

委員長 佐藤直人 委員

副委員長 伊藤茂男 委員

唐澤寛 委員 矢板ゆき江 委員

欠席委員 1人

曾根隆寛 委員

指定管理者候補者団体

社会福祉法人聖ヨハネ会 3人

公益社団法人小金井シルバー人材センター 3人

担当課職員

福祉保健部長 中谷行男

高齢福祉担当課長 平岡美佐

介護福祉課高齢福祉係長 笹栗秀亮

交通対策課長 堀池浩二

交通対策課交通対策係長 大関勝広

交通対策課交通対策係主任 林利俊

事務局職員

企画政策課長 梅原啓太郎

企画政策課企画政策係主任 前坂悟史

企画政策課企画政策係主事 鎌田莉央

(午後6時00分開会)

◎委員長 皆さんおそろいですので、ただいまから第41回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

なお、本日は曾根委員から欠席の連絡が入っております。定足数につきましては、「小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第11条第2項に、半数以上

で成立することが定められております。本日は5人中4人の出席ですので、会議は成立しているということを御報告申し上げます。

本日は、お手元の次第にもありますように2件の指定管理者候補者の選定を行う予定でございます。本日の審議の進め方について、事務局より説明をお願いします。

◎梅原企画政策課長 それでは、本日の進行等を御説明する前に、今回より新たに事務局の担当となりました職員を御紹介させていただきます。

企画政策課主事の、鎌田でございます。

◎鎌田企画政策課企画政策係主事 鎌田です。よろしくをお願いします。

◎梅原企画政策課長 それでは、本日の審議の進め方でございます。

さきほど委員長から御説明ありましたとおり、本日は2施設について審査をお願いしたいと存じます。本日の2施設につきましては、指定管理者候補者を公募によらない選定という形で選定いただきたいと思いますと考えております。公募によらない選定については、手続きの流れは前回と同様ですが、簡単に説明いたします。お手元にお配りした参考資料「指定管理者選定委員会における選定の流れ」を御覧いただきたいと思います。指定管理者候補者の選定については、条例第2条に示すとおり原則公募にて選定しておりますが、条例第5条に該当する場合は、指定管理者候補者を公募によらず選定できると規定しております。その条件としましては、条例第4条の各号に掲げる基準を満たすもので、当該公の施設の性格、事業内容、規模等により、その管理を行わせることにより、設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認める団体であることが必要になります。さらには、公募によらない選定においては、その選定理由が条例施行規則第6条に規定されており、ここに掲げる理由に該当する必要があります。

今回の2施設は、条例及び条例施行規則に規定された内容に該当することから、公募によらない選定を行いたいと考えております。

なお、公募によらない選定、非公募の場合においては、参考資料の下の方に記載がございますように、審査の結果、その団体に特に問題がなければ、その団体を指定管理者候補者として選定することとなるため、開催回数としては1回となります。

審議の進め方でございますが、最初の20分程度で担当課及び団体より簡潔に施設概要、事業計画書等の説明をいただき、次の15分程度で質疑応答を行います。その後、団体には御退席いただき、最後の10分程度でその団体が指定管理者候補者として適切であるか等を御審議いただき、意見等もあれば付して答申をいただきたいと思いますと考えております。1施設あたり45分程度の審議時間としたいと考えております。

事前に送付できなかった資料については、恐れ入りますが、本日机上に配布させていただいております。また、本日審査をお願いしております2施設の過去の答申書についても配布させていただいておりますので、御参考ください。

なお、配布資料のうち、左上に「小金井市 施設カルテ」と記載がある資料について補足させていただきます。こちらは、本日の後半で審査いただく自転車駐車場に関する参考資料でござ

ございます。こちらにつきましては、市で作成している資料であるため、審査においては参考として取り扱っていただきますよう、お願いいたします。

◎委員長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、御質問等はございますか。

ないようですので、事務局より説明のあった進め方で審議を行うことといたしたいと思いません。

それでは、市長から審議に当たりまして、諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎中谷福祉保健部長 福祉保健部長の中谷と申します。本来でございましたら直接市長が諮問させていただくところでございますが、本日は市長に代わりまして、私の方から諮問書を代読させていただきたいと存じます。御了承のほどお願い申し上げます。

小 企 企 発 第 9 6 号
令 和 2 年 8 月 2 6 日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 佐藤 直人 様

小金井市長 西岡 真一郎

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和2年度諮問第2号

小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の候補者の選定について

【指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称】

名 称 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター

所在地 東京都小金井市本町二丁目10番13号

【指定管理者の候補者団体の名称】

所在地 東京都小金井市桜町一丁目2番20号

団体名 社会福祉法人 聖ヨハネ会

代表者氏名 理事長 渡邊 元子

【指定の期間】

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
以上でございます。よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

(諮問書手交)

◎委員長 ただいま小金井市長より諮問を受けました。

それでは、早速、令和2年度諮問第2号「小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定について」議題といたします。本件につきまして、説明のため担当課及び団体の方にお集まりいただいております。それでは、団体の方をお呼びください。

(団体入室)

◎委員長 本件につきまして、説明のため担当課及び団体の方に御出席をいただいております。簡単に自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

◎委員長 それでは、施設の概要及び事業計画書等につきまして、20分程度で説明いただきたいと思っております。まず、担当課より説明をお願いいたします。

◎平岡高齢福祉担当課長 改めまして、高齢福祉担当課長の平岡と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

説明をさせていただく前に、配布資料の差し替えの3点の資料につきまして御説明申し上げます。

初めに、1点目でございます。インデックス番号4の納税証明書についてです。当初お配りしたものが申告書となっていましたため、本日、納税証明書の写しを差し替え資料として配布させていただきたいと思っております。確認が不足しておりまして、大変申し訳ございませんでした。なお、法人税、法人住民税、法人事業税につきまして、直近事業年度に関しましては収益事業に課税がなく納税義務がないため、納税証明書はございません。

次に、2点目でございます。ピンク色のこちらのインデックスの2、その他の資料とごしまして、その最初のインデックスの仕様書についてでございます。こちらに関しては、市と指定管理者とのリスク分担表を追加した仕様書を差し替え資料として配布させていただきたいと思っております。こちらも作成が遅れまして御迷惑をおかけいたしました。申し訳ございません。

3点目でございます。非公募理由に関する参考資料でございます。当該指定管理者が行う通所介護の利用率につきまして、都下公設民営平均利用率と比較したものでございます。

それでは、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理候補者の選定につきまして、概要を説明させていただきます。

初めに、お手元のファイル資料の見出し番号11の中に職員配置、施設案内がございまして、11の2ページおめくりいただきますと、カラー版で小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターのパンフレットを入れさせていただいております。こちらから簡単に御説明させていただきます。

今回、指定管理を委託する公の施設は、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターでござ

います。住所は小金井市本町二丁目10番13号であり、JR中央線の北側、小金井街道東側のけやき通り商店街のけやき通り沿いの施設であり、地元の商店街である、けやき通り商店街沿いに建つ施設となっております。本施設の開設は平成10年10月1日でございます。敷地面積は394.16平米。鉄筋コンクリート造りの3階建てでございます。建物の延べ床面積は738.35平米でございます。

なお、本センターにつきましては、小金井市立高齢者在宅サービスセンター条例がありまして、その条例の第3条において各事業が規定されております。具体的には、介護保険法に定める通所介護事業、地域支援事業及び小金井市高齢者食の自立支援事業の3種類の事業でございます。

事業の詳細について御説明いたします。ファイル資料の見出しでは、後ろのほうのピンクのその他の資料の中に、仕様書のインデックスがございます。小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター管理運営業務委託仕様がございます。そちらを1ページおめくりいただきますと、3番に業務内容という項目がございます。最初に、(1)介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護でございます。

通所介護につきましては、一般の通所介護と認知症対応型がございます。1日当たりの利用定員は、一般型が25人、認知症対応型が12人となっております。ちなみに、令和元年度における1日の利用者数は、一般の通所介護が23.3人で、利用率が92.8%となっており、都内における公設民営より概ね10ポイント高い利用率となっております。

また、認知症対応型における公設民営より概ね10ポイント高い利用率となっております。また、認知症対応型における1日利用者数は、10.3人で、利用率が85.7%となっており、年度目標の85%を上回る結果となりました。

なお、通所介護事業につきましては、介護保険制度によりサービスごとに定められた介護報酬及び利用料を収益として指定管理者が運営するものであり、市から委託料等の支出はしておりません。

次に、介護保険法に規定する地域支援事業についてでございます。

家族介護教室は、広く市民を対象に在宅介護を行うために、必要かつ適切な介護知識等を習得できるよう、年1回講座形式で行うものがございます。企画から実施まで行っていただいております。さらに、家族介護継続支援事業が認知症高齢者を介護する家族の方を対象に精神的な負担を軽減する目的といたしまして、月に1回、介護者相互の交流の場を開催しております。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月の実施を中止いたしました。しかしながら、5月からはこれまで定期的に参加されていた方へ電話にて相談を受け付けるなど、対応を行っているところでございます。

最後に、(3)高齢者の食の自立支援事業でございます。こちらは、ひとり暮らし高齢者等が必要な方に栄養価の高い食事の配食を行うものですが、利用者の見守りを兼ねており、宅配職員が訪問先の利用者の異変を発見した場合は、センターと連携をしながら関係機関への連絡

や救急車の要請、応急救護を行っているところです。通常配食のほかに、傷病等のために一時的に調理ができなくなった方や、病院から退院後、食事の自己管理が困難な方に緊急配食サービスも行っております。また、会食会やいっぷくカフェ等、食関連のサービスを利用者の状態等に応じて行っている事業でございます。

こちらの事業につきましても、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、会食会、いっぷくカフェにつきましては、4月から6月まで実施いたしておりません。しかし、配食のコーディネーターが利用者宅にお電話等をし、安否確認を兼ねた栄養相談等のモニタリングを行っており、高齢者の孤立や栄養状態の確認を取っていただいているところでございます。今後は、御自宅でできる運動に関し、介護福祉課保健師が助言し、利用者に発信していくことを考えております。

ただいまお話をさせていただきました3つの事業に関しまして、今回、指定管理の業務の範囲としてお願いをするものでございます。令和元年度における通所介護事業を除く2つの事業における指定管理委託料は合計2,632万2,000円となっております。

お手元の配布資料におけるインデックス番号8番のほうに決算書がございますが、令和元年度、2019年度の決算書の12ページになります。そちらに、社会福祉事業区分事業活動内訳表があり、右から5つ目の項目が本町高齢者在宅サービスセンターの事業活動内訳表になります。サービス活動増減の部における収益の中に、その他の事業収益という項目がございます。受託事業収益（公費）という勘定科目があります。そちらの金額が2,632万2,000円と記されてございまして、これが市の指定管理委託料となっております。

先ほども若干触れさせていただきましたが、通所介護に関しては、指定管理料が発生しておらず、指定管理者の運営努力により介護保険制度の介護報酬及び利用料を収益として事業運営がされているところでございます。

続きまして、令和元年度の事業実績でございます。ファイルのインデックスの7を御覧ください。2020年度の事業計画書と2019年度の事業報告書がございます。こちらの利用実績集計表と利用率の推移という表がございます。通所介護事業所につきましては、一般型の通所介護の延べ利用者数が7,097人、認知症通所介護の延べ利用者数が3,146人という実績でございます。また、配食サービスについては、通常配食の延べ配食数が2万4,359食。年度月の配食サービス登録者数が214人となっております。

次に、本センターの損益についてでございます。お手元のファイルのインデックスの8、2019年度の決算書の12ページ、13ページでございます社会福祉事業区分事業活動内訳表を御覧ください。こちらのインデックス8番、後ろのほうからおめくりいただいて12ページのところが事業活動内訳書となっております。こちらが先ほど申し上げました、右から5つ目の項目が本町高齢者在宅サービスセンターの事業活動内訳表となっております。その見開き13ページの真ん中から太線の上辺りの右から5項目が本町高齢者在宅サービスセンターのサービス活動増減部における収益の計となっております。その計は1億5,696万7,249

円となっているところでございます。

先ほどの説明と重複いたしますが、収益の部、受託事業収益の公費2,632万2,000円が小金井市の指定管理委託料となります。内訳は、食の自立支援事業に2,600万円、家族介護教室等に5万円、家族介護継続支援事業に27万2,000円となっているところでございます。

次のページをおめくりいただいて、14ページの下のほうの欄でございます。サービス活動増減の部における費用の計についてでございます。こちらは1億5,002万8,719円であり、サービス活動増減差額は、その下の数字、693万8,530円の黒字となっております。

隣のページの15ページの下のほうも御覧ください。このほかサービス活動外増減の部及び特別増減の部を合わせた収益と費用の差分となる当期活動増減差額につきましては、750万4,727円の黒字となっているところでございます。平成30年度の当期活動増減差額が79万9,464円であり、対前年比で約670万円の増となっております。こちらは主に介護保険事業収益が増となったことによるものでございます。

具体的には、指定管理者の運営努力によりまして、認知症デイサービスの利用率が大幅に増となりました。利用率平均は、平成30年度が78.6%でしたが、令和元年度におきましては85.5%と概ね7%の利用率増にもつながりました。

次に、今回、指定管理をお願いします社会福祉法人聖ヨハネ会の概要について簡単に御説明申し上げます。ファイル資料の見出しの5の表紙を1枚おめくりいただきまして、10ページ目に社会福祉法人聖ヨハネ会の概要がございます。法人の沿革につきましては、昭和14年に小金井市に桜町病院を開設され、実に80年以上の歴史を持っております。昭和26年に法人が設立され、以後、幅広く社会福祉事業を展開されております。

市内に3か所ある特別養護老人ホームのうちの1か所が、同法人が運営する桜町聖ヨハネホームでございます。こちらにつきましては、介護保険制度施行前から市内の高齢化の進展を見据え、行政、聖ヨハネ会が一体となり、高齢者に対する施策として事業展開を図ってきた施設となっております。

また、市内4か所ある小金井市の地域包括支援センターのうちの1か所である小金井きた地域包括支援センターの事業運営も行っているところでございます。

次に、本センターに関する直近の人員でございますが、お手元の配布資料の見出し7番の2019年度事業報告書の53ページを御覧ください。こちらでも後ろからお探しされたほうが早いと思います。53ページのほうに、職員の内訳が記載されています。令和2年3月31日現在、正職員が5人、非常勤職員45人の計50名で行っております。本センターにつきましては、平成10年10月1日に開設し、介護保険制度開始前及び平成18年度の指定管理者制度導入前の当初より聖ヨハネ会様に管理をお願いしております。指定管理としては今回が4回目の更新となります。この間、法人の方針に基づき、常に弱者の視点に立ち、一人一人の命、人間性を尊重し、病める人、苦しむ人、弱い立場の人々の身体的、精神的援助に努めるという

方針の下、高齢者福祉のため職員研修や人材等の育成など、職員技術の向上に努めておられる法人でございます。

なお、この施設の管理を行わせる公の施設の期間といたしましては、令和3年4月1日から令和8年の3月31日までの5年間ということでお願いしたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、概略を説明させていただきました。

◎委員長 ありがとうございます。続いて、団体のほうから補足説明等がございましたら、お願いいたします。

◎社会福祉法人聖ヨハネ会 特にございません。

◎委員長 特にありませんか。ありがとうございます。

それでは、ただいま施設の概要、それから提出されております事業計画書につきまして、各委員から質疑を受けていただきたいと思います。

その前に、委員長から、総合的な観点から2点質問させていただきたいと思っております。

第1点目ですが、申請に当たりまして、役員の中に市長、副市長、教育長、議員等、本人または配偶者及び2親等以内の親族がいない旨の誓約書を提出していただいておりますが、これについて間違いございませんでしょうか。

◎社会福祉法人聖ヨハネ会 はい。間違いございません。

◎委員長 2点目ですが、指定管理者の指定手続等に関する条例では指定管理者の指定は公募によるものとされていますが、公募によらない選定の規定もございます。先ほど公募しないことの説明はされたかと思っておりますが、再度、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定に当たり、公募によらない選定にした理由についての説明を簡潔にお願いできますか。

◎平岡高齢福祉担当課長 公募によらない選定をした理由について御説明させていただきます。もしよろしければ、お手元の資料のインデックスその他の資料の非公募理由を併せて御覧いただければと思っております。

小金井市の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条に基づき、大きく3点に分けて御説明を申し上げます。

まず、1点目でございます。専門的又は高度な技術を要する法人、その他の団体が客観的に特定されるとの理由からでございます。通所介護事業におきましては、胃ろう、経鼻経管栄養をはじめとした、いわゆる医療的ケアを実施している数少ないデイサービスであるという点が挙げられます。こちらにつきましては、東京都内に概ね3,400程ある通所介護施設の中で、このような医療的ケアを実施する通所介護施設は100程にも満たない状況であり、全体の概ね3%程度の割合となっている状況でございます。地域の重要な事業所となっております。

次に、大きな2点目でございます。こちらは地域の人材活用、雇用の創出と地域との連携を行っている法人であるという点でございます。

こちらの大きな2点目の1つ目の理由といたしましては、指定管理者の協業者と地域課題の

取組について御紹介申し上げます。平成28年度から本センターの一室を開放いたしまして、町会等、地域の方々、町カフェの店主、小金井市観光まちおこし協会職員らが集まり、北東圏域の地域包括ケアシステムに力を入れたいという課題と、地域を活性化させたいという商業者の課題のともに解決するべく、高齢者福祉と商業振興等について自由に話し合うことのできるスペースを開放することとなりました。

これらの活動には法人職員も中心的な役割を果たされており、「みんなの安心・ささえ愛ネット」という名称で活動しております。この取組に関しましては、多様な主体が力を合わせて地域課題に挑戦する人々を応援する東京都福祉保健局の東京ホームタウンプロジェクトという取組における実践事例としても紹介されるに至りました。

大きな2点目の2つ目の理由です。地域の元気な高齢者のクラブ活動等の開催に法人が大きく協力しており、高齢者の活動機会を提供することで、高齢者の介護予防につながっている点でございます。具体的には、地域のお祭りや町会のクラブ活動などに協力しており、地域の活性化を支援しているところでございます。法人は介護保険事業以外の収益性のない公益的的事业に対しても積極的に取り組み、高齢者が自立して暮らすことのできるまちづくりのための努力を絶えず行っているところでございます。なお、現在は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、施設の貸し出しは一旦中止しているところでございます。

大きな2点目の3つ目でございます。地元の農園の御協力のもと、通所介護の利用者が農作業を手伝う、いわゆる援農ボランティアを行い、地域交流、介護予防を行っているところでございます。これも法人が地域との交流により実現した事例でございます。他市からも視察があったところでございます。そこで実際に収穫しましたヒマワリやサツマイモ等を本センターに飾ったり、高齢者や周りの方々に食べてもらうことで、地産地消や農家の人手不足の解消、地域交流や高齢者自身の生きがい作りにも役立っているものと考えております。

大きな2点目の4つ目でございます。本センターの概ね6割の職員が小金井市在住者で占められているところでございます。特に重要な事業でございます食の自立支援事業、配食サービスに携わる職員は、その85%が小金井市民となっております。法人は指定管理を受けている立場として、意識的に地元雇用を進めてきた経過がございます。

最後に、大きな3点目でございます。こちらは、法人が引き続き管理を行うことによりまして、安定した事業活動及び事業効果が期待できるという点についてでございます。

お手元のファイル資料の見出しのその他のところにも詳細の資料をつけているところでございます。今年の6月に本町高齢者在宅サービスセンターの利用者全員の93名を対象といたしまして、利用者満足度に関するアンケート調査を実施いたしました。結果につきましては、通所介護サービスの利用に関し、「十分な満足」と答えた方が全体の78%、「まあ満足」と答えた方が22%となりまして、全員の方が満足されているという結果となりました。

また、指定管理者変更の可否についてのアンケートでは、「現法人以外の法人には絶対に変えないでほしい」と答えた方が72%、「できれば現法人のままで変えてほしくない」と答え

た方が41%となりました。複数回答をされた方がいらっしゃるため、結果が100%を超えておりますが、いずれにしても、利用者の方々の満足度の高さが分かります。

具体的な理由を紹介させていただきますと、「職員との信頼関係ができているから」、「ほかのデイサービスでは受け入れを拒否されたが、受け入れしていただき、16年間も利用させていただいている」といった御意見がございました。

また、令和2年3月には、食の自立支援事業に関する満足度調査を指定管理者側で実施していただいております。総括といたしまして、全体の満足度については、満足、やや満足、普通と答えた方を合わせますと87%となり、満足度の高い結果となったと捉えております。

また、本日、参考資料で配布しましたとおり、法人が運営する通所介護事業の利用率について、都下公設民営事業所と比べますと、平成28年から令和元年の4年間において、平均を上回る高い利用率となっております。

また、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条各号に掲げる指定管理者の候補者としての基準につきまして、当該法人がそれらを満たす理由を主に3点挙げさせていただきます。

1点目、公の施設について市民の平等な利用が確保されることにつきましては、施設開放を積極的に行っております。町会の活動の場所のほか、防災活動にも力強く地域に貢献をしております。火の用心の開始拠点や、誰もが休憩でき、お水の提供を受け、トイレの貸し出しを受けられる場所の提供や地域コミュニティーの輪作りの懇親会の場としても提供されております。

また、2点目、管理に係る経費の縮減の努力ということについてでございますが、こちらに関しましては、令和元年度の人件費率を69.8%となっておりまして、都下公設民営の30人超え40人以下の規模の本センターと同じような施設の平均人件費率の71.49%を下回る結果となっておりまして、経費縮減に努める法人の姿勢が伺えるところでございます。

最後に3点目、事業計画に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有しているということに関しましては、先ほども御紹介を差し上げましたが、専門的または高度な技術を有する法人というところで、医療的ケアを行う数少ない施設として運営をしていること、また、病院を有する法人のネットワークを活かしまして、食事と嚥下に関する医師との自主勉強会の開催や多彩な研修を実施することにより、職員の能力向上にも注力されているところでございます。

以上のように、通所介護及び食の自立支援事業における利用者からの評価も高く、安定した事業活動、事業効果が期待できるものと考えております。

◎委員長 どうもありがとうございました。では、各委員からの質疑をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。お願いいたします。

◎委員 出されておりますインデックス9番の収支計画書についてお伺いしたいと思います。施設の業務につきましては、先ほど説明があったように、仕様書にあります介護保険法の通所介護、それから地域支援事業、そして高齢者食の支援事業、この3つが主な事業となって、市

の予算によりますと、2019年度それから2020年度ともに、本町高齢者在宅サービスセンター維持管理に要する経費という項目とは別に、高齢者食の自立支援事業に要する経費の委託料として2,600万円が高齢者在宅サービスセンターの指定管理委託料として書かれております。そのことは先ほども説明がありました。

ただ、これまで我々が指定管理の関係で関わってきた清里山荘、それから総合体育館、あるいは市民交流センター、こういったところの市からお支払いする指定管理委託料のその数字の出し方については、事業者のほうがそれぞれどういう事業をやるという形で事業費を算出していただいて、それから、市民からいただく利用料金を差し引いた差額について指定管理委託料という形で計上されてくるのがほとんどというか、全部がそうだったんですけども、今回のこの高齢者在宅サービスセンターについての2,600万円という数字の出し方について、これは法人さんのほうに聞くよりも市のほうに聞いたほうがいいのかと思うんですけども、その2,600万円という数字をどういうふうに出してきたのかということについてお伺いしたいということです。

それから、それとの関連で、インデックスの7番の中に20年度の事業計画書、それから19年度の事業報告書があります。それで、20年度の事業計画書の27ページのところの下から2番目の表の下ところに、食の自立支援事業の関係で、小金井市の方針として指定管理期間中の食の自立支援事業の委託費は5年間据え置くという形の記載があります。それから、同じように2019年度の実績報告書の57ページのところに、同じく食の自立支援事業について記載があって、下から9行目ですね、3食掛ける294日は882食。これについては施設負担で実施と書かれております。その後にも引き続き、「食の自立支援事業のニーズの多い実態は市とも共有し、事業対象者並びに受託事業費の適正化に向けた確認や交渉は毎年実施している。しかし、今のところ適正化のための増額には至っていない」という形で書かれております。

この辺の数字のことについて、3食掛ける294日というのは、先ほどの説明で、市のほうとしては1日80食をお願いしているんですけども、先ほどの説明では、計算すると83食やったことになるので、それが開催日の294日分なので、882食は市からお金をもらわないで施設のほう負担しているというふうに読めてしまうんですけども、そういったところで2,600万円の出し方についてちょっと説明をお願いします。

それから、今の配食サービスの関係では、法人さんのほうの桜町高齢者在宅サービスセンターでも配食サービスをやっているらっしゃるようで、実績報告書では定数として1日68食という形で書かれているんですが、この桜町のサービスセンターが行っている配食サービスと市のほうの食の自立の配食サービスというのは中身が違うのかどうか。これをちょっとお伺いしたいと思います。

取りあえず、その2点、お願いします。

◎平岡高齢福祉担当課長 市の予算の2,600万円というところの説明でございます。こち

ら、本町センターの収支計画のところ、配食利用負担のところの868万円というところが利用者負担のところでの金額でございまして、利用者負担を除いた法人との計画として、食の自立という利用者負担を除いたこちらにかかる費用として2,600万円というところで、令和3、4、5年度も2,600万というところで法人から提出をされているところでございます。

指定管理委託料につきましては、事業者が事業運営に係る支出額を見込みまして、このように利用者負担以外の部分を2,600万円と見込み、その額を指定管理委託料として提案を受けているところでございます。こちらの過去の収支計画につきましても、こちらの利用者負担を除いた額というところで、法人のほうからは2,600万という額が計画として上がってきているところでございまして、こちらに基づきまして予算を計上しているところでございます。予算の計上の項目としましては、食材費、人件費、配送費、また、非課税世帯の方への減免補填のほうというところでの内訳で計上をしているところでございます。

こちらの今年度の収支計画のほうにつきましても、先ほどの法人のほうから法人負担があるというところで御意見をいただいたところもございまして、こちらは法人としてもしこの今回の収支計画について見直しを図るとか、そういった結論に至るということであれば、そういった数字を収支計画の中に反映していただきたいというところで、法人のほうにはお話をしたところでございます。法人側の結論といたしまして、食の自立支援事業は利用者負担額を差し引いたものが2,600万ということで法人からは提出を受けたところでございます。

指定管理委託料は、この収支計画に基づいて支払っているところでございますが、契約の中に概ね80食の提供というところで、その概ね80食の中で80食を超えた分が何食までかというところも厳密にはあるところでございますが、仮に配食数が超過した際は、事業活動における経費の節減や指定管理で定める事業における収益から賄っていただくと、指定管理者側で努力をしていただいているというところというのが現状でございます。

次に、配食サービスと桜町センターとの違いについてでございます。こちらは、本町高齢者在宅サービスセンターのほう、今現在、配食提供できるキャパを最大限使って配食を行っているというところ、高齢化の進展により、1週間に4食以上の配食を希望される場合もあることから、何とか対応できないかというところで法人に御相談をいたしました。その結果、委託により、桜町高齢者在宅サービスセンターで1週間に4回から6回の配食ということで、対応していただいているところでございます。

◎委員 そうすると、2,600万円については、ヨハネ会さんのほうの法人のほうから出された数字という理解でよろしいんですかね。それで、桜町センターのほうについては、希望が多いので食の自立支援とは違う形でやっているということですか。

◎平岡高齢福祉担当課長 こちらの配食につきましては、委託の事業で4～6食の配食数が多い方に対応するために委託事業で行っていただいているところでございます。配食の目的やその事業の目的は、高齢者の見守りを兼ねた高齢者への食の提供というところでは一致はしてございます。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。

では、私のほうから1つ質問させていただきたいと思います。これは事務局のほうなんですけれども、今回、指定管理者で更新ということになるわけなんですけれども、説明を伺ったところでは、評価のところでは、今までの実績について評価されて、かなり高い評価をされておられるということは分かりました。そのほか、聞いておるといい評価ばかりなんですけれども、見直す中で課題とか何かというのはありましたか。

また、今後5年間お願いするということになるのと、どういう方法でもってやってもらいたいということは何かあるんですか。

◎平岡高齢福祉担当課長 課題といたしましては、今後、高齢者が増大する中で、配食サービスを希望される方も多くなっていくであろうということは想像に難くないところでございまして、この配食のキャパシティの問題が課題であると感じているところでございます。

また、今後の見通し、展望といたしますか、法人にも期待すること、また、私どもも尽力しなければならないことといたしまして、やはり地域の自助と共助が行えるまちづくりというところで、地域の商店街や、こういった介護事業者や医療従事者、市民の方が、全ての方が地域の高齢者をともに見守り合うというまちづくりというところ、いわゆる地域包括ケアシステムのさらなる進化、推進というところがやはり最大の課題と感じておりまして、その点につきましては、今後、北東地域での要となっている当該法人には、市と協力して、今後もまちづくりのほうに御協力を仰ぎたいというところは考えております。

◎中谷福祉保健部長 委員長、せっかくなので補足いたします。今出ている資料の9番の事業計画、事業報告の6ページですけれども、この法人の強みというのは、法人内の連携がすごく強いというのがありまして、中ほどになるんですけど、桜町病院を中心に特別養護老人ホームとか在宅サービスセンター、訪問看護ステーション、こういった高齢者についてのサービスの核となるというすごく大きな強みがあります。そのページをずっとめくっていきますと、10ページのほうに在宅での看取り支援機能の項目、それから、その11ページに法人内の在宅医療と介護の連携、それから、その下のほうに、今課長が申しあげました地域包括ケアシステムを下支えするという、この辺の連携したタイトルが出てくるんですけども、まさに聖ヨハネ会様におかれましては、我々としてみると、地域包括ケアシステムを常備するためには、在宅での医療連携、医療と福祉の連携は非常に重要になっていまして、ここが桜町病院を持っているというのは非常に我々にとってみると期待感が大きくて、ぜひこちらをこの5年間の間に、市と一緒にしっかりとシステムを作っていきたいということが可能であれば、そういったものに我々はずっと期待しているし、法人でもここは大きな課題だというふうに認識していただいていますので、ここに期待をしたいというのが大きな1つの要素だなというふうには思っています。

◎委員長 どうもありがとうございました。事務局のほうから伺いましたけれども、法人のほうから見たところではいかがでしょうか。今までずっとやってきていただいておりますけれど

も、その辺りで見えてきた課題、それから、今後5年間を見据えたところでの方向性というか、そういったところから何かお話しいただければと思います。

◎**社会福祉法人聖ヨハネ会** これまで行ってきたところの課題というのは、後ほどお話しさせていただこうと思うのですが、今後の法人としての方向性というのは、部長がおっしゃられたように、地域包括ケアシステムというのは、非常にいろいろなところで名前は聞きますけれども、それが本当にできているかという、なかなかできていないところが多いのかなというふうに思っています。そういう中で、この本町センターは商店会とも連携をさせていただいて、地域の見守り活動などをやらせていただいていることは、法人としても有意義だと思っています。また、例えば医療ですとか、特別養護老人ホームに入っておられる重度の方や、障がいを持った方々なども地域にの一員として一緒に入っていただきながらまちづくりをする。口で言うのは簡単ですが、実際にできるのかどうなのかは別として、それを取り組んでいかなければいけないというのが、この先の私どもとしての課題かなというふうに思っております。

本町センターをこれまで運営させていただいている中での課題ということに関しましては、センター長のほうから説明申し上げます。

◎**社会福祉法人聖ヨハネ会** ありがとうございます。予防から介護までの支援をさせていただいている中で、デイサービスの運営をしていますと、大体介護3ぐらいまでに重度化してきますと最近の御利用者様は入所傾向を強めます。一方、私どもが利用者様の介護予防の支援をしているときに感じるのは、小金井市民の皆様の自主、自立の精神といたしますか、しっかり最後まで在宅で過ごしたいという思いがあるように実感しております。これに対して、私どもはやはり看取りまでを支援できるデイサービスセンターになりたいと願っております。先ほど御報告がありましたように、中重度者の医療的なケアも含めた支援ができるデイサービスづくりに、今、取り組んでおります。

ただ、在宅で看取るということは家族にとっては初めての経験で、非常に御負担も大きい。そして、地域に点在している社会資源を十分に調整しながら提供しなければならないので、ケアマネジメント自体も大変な御苦労があります。私はケアマネジャーの経験があるので思うのですが、家族が最後まで踏ん張る前に、どちらかという、ケアマネジャーさんが「もういいんじゃないでしょうか」と施設入所を誘うような傾向が実は無くはないかなというふうに感じております。

ですので、今後の課題は、保険者である市も家族介護者、サービス事業者、ケアマネジャーと一緒に「老いから看取りまで」をしっかり見る姿勢が求められていると考えます。先ほどまちづくりの話がありましたけれども、そういうまちづくりを保険者自身が目指す、あるいは、「ゆりかごから墓場まで」じゃないですけど、「ゆりかごから看取りまで」安心して暮らせる小金井市づくりという、まちづくりということを保険者である小金井市と事業所と一緒に手を携えてやっていけるようになりたいなと思っております。そういう意味では、市長をはじめ、行政の方々も、そういうまちづくりをしますよということと一緒に言ってい

ただけると、もっと我々の努力の甲斐があるかなというふうに感じておりまして、その辺りに課題があるのではないかなと思っております。

◎委員長 ありがとうございます。センターと市との連携というのは、今までもうまくいっていると評価をしておられますか。

◎社会福祉法人聖ヨハネ会 はい。それは確かにそのとおりで思っております。

◎委員長 どうもありがとうございました。ほかに何か御意見ありますか。どうぞ。

◎委員 インデックスの8の147ページを見ると、147ページの経常増減差額の754万293円ということで、当期活動増減差額750万4,727円黒字ということなんですけれども、この指定管理の場合、黒字が出ると市と利益を分け合うとかいうのがあったような気がするんですが、それありましたよね。そこら辺はどうなんですか。

◎笹栗介護福祉課高齢福祉係長 1年間の損益で黒字が出た場合については、特に指定管理者から市のほうに返還してくださいといった取り決めはございませんで、そのまま次年度の活動に活かしていただくような形になっております。

◎委員 利益を分けるとかということはないのでしょうか。

◎笹栗介護福祉課高齢福祉係長 そういった取り決めはいたしておりません。

◎委員 ありませんでしたかね。

◎笹栗介護福祉課高齢福祉係長 はい。ございません。

◎委員 じゃあ、それはそのまま剰余金に繰り入れてもらってという形ですね。

◎笹栗介護福祉課高齢福祉係長 そのようになります。

◎委員 また次年度以降に活かしていただくということですね。

◎笹栗介護福祉課高齢福祉係長 はい。黒字分を市に返還していただくとか、寄附していただくとかいうことはございません。

◎委員 分かりました。

◎委員長 あと、よろしいですか。どうぞ。

◎委員 委員長からさっき質問があったどんな課題がありますかという話だったんですが、課題についてはお聞かせいただいたと思うんですけども、それを解決するためにどんな方策を考えていらっしゃるのかな、5年間で、というところをお聞きしたいなと思ったんですが。

◎社会福祉法人聖ヨハネ会 私どもの法人は、実は、大きく医療、介護、福祉、3つの分野がございまして、医療は病院がございまして。介護は、特別養護老人ホーム、それから在宅サービスセンターですね。福祉は障がい者の施設がございまして、それぞれが縦割りの分野でありまして、それを地域包括ケアシステムに当てはめるとなると、どうしても横串を刺さなければいけませんので、理事会ですとか、評議員会といった役員や、それとは別に、医療、介護、福祉の現場から管理者が13名出てきまして、経営会議という場を設けてございます。

今、大体月に1度ぐらいの頻度で開催しておりますけれども、まさに今申し上げているような課題を解決するためにはどういうふうなことをしていけばいいのかというのをその場で協議

をしている。そこで決まったことは、それぞれの部門に落とし込んで実践をしていくということにはしておりますけれども、なかなか、口で言っているとおりにはいっていないというのが、正直、実態でございます。

ただ、それをやはり続けていかなければ、当然、形としてなるものが出てこないというふうには思っておりますので、これは引き続き続けて行きたいなというふうに思っております。

◎委員 じゃあ、解決策については模索中というところですか。

◎社会福祉法人聖ヨハネ会 そうですね。ずっと継続して検討させていただいているというところでございます。

◎委員 承知しました。ありがとうございます。

◎委員長 あとは、よろしゅうございますか。委員、お願いします。

◎委員 市のほうにお伺いしたいんですけれども、介護保険法の在宅サービスを行う施設として、市内には何か所ぐらいあって、公設民営の高齢者在宅センターと同じような形の施設は何か所ありますか。

◎平岡高齢福祉担当課長 まず、市内にはデイサービスを行っている事業所というのは32か所ございます。こちらは小規模なところから、現法人が運営しているように19人強の大きいところを含めまして32か所ございます。

同じような公の施設で、民間事業者等が運営するデイサービスは、本センター以外にございません。

◎委員 それで、予算の関係でお伺いした中では、食の自立支援事業について、お金は出しているんですけれども、そのほかについては、介護保険の関係の事業ですから、保険のほうからお金が入ってくる。自己負担をもらうという形で運営なさっていて、仕様書の中でも施設の管理としていろいろなことをやらなきゃいけない部分についても、修繕費は別にしても、市のほうからお金が出ているふうには読めないんです。そういう意味では、この施設について、土地については市民の方からの御寄附というふうに書いてありますので、難しい面はあるかと思うんですけれども、公設民営という形をもうやめてしまって、聖ヨハネ会のほうに土地については無償でお貸しするから、今後については、全て民営でやっていただいて、食の自立支援事業については、業務委託ということで引き続きお願いするというふうな形にはできないんでしょうか。

結局、築年数がたってきますと、建て替えというふうな問題も出てきますので、そうしたときには、民設民営というふうな形も補助金をもらいながらやっていただけないのかなということもありますし、同じような形では、桜町の在宅センターは民間がやっているわけですから、そういうことも考えられるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょう。

◎平岡高齢福祉担当課長 無償貸与につきましては、同法人、桜町高齢者在宅サービスセンターの土地の一部が市の土地となっておりまして、過去30年にわたりまして、国の方針に基づき無償貸与をしてきたところでございます。しかし、平成31年1月30日から30年間に

において、定期借地権を設定したところで、土地の賃貸借契約を締結させていただいております。賃料については、不動産鑑定士2者が算定した賃料の中庸値の50%をお支払いいただいているところでございます。ですので、市の方向性として、土地や建物の無償貸与というところが今はちょっと難しいというところにもなっているかと考えております。

また、お話にございましたとおり、指定寄附というところが、まず土地のところでありますので、民設民営をしたときに、指定寄附をされた方の御意向がどこまで反映されるか、どこまで市の施策が果たせるかというところもでございます。しかしながら、建物の老朽化というところも、公共施設マネジメントの観点から市の立場としては考えていかななくてはいけないというのは重々承知しております。本年度秋に、公の施設に関しまして、建物の劣化状況の点検、検査を実施する予定になっております。その建物の状況等も勘案をいたしまして、市としてどのように判断するかというところも様々な観点から検討させていただきたいと考えております。

ありがとうございます。

◎委員長 あとはよろしいですか。

では、ありがとうございました。以上で小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターに係る関係者からの説明、質疑を終了いたします。

団体の方、どうもありがとうございました。ここで、御退席になります。

◎社会福法人聖ヨハネ会 ありがとうございました。

(団体退席)

◎委員長 かなり、時間押していますけれども、それでは、これから小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者として、社会福祉法人聖ヨハネ会を選定することについて、当委員会として審議を行っていきたいと思います。

何でも結構でございますので、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。なお、当委員会のまとめ方としては、社会福祉法人聖ヨハネ会が指定管理者候補者として適切であるかどうかを審議し、委員会として何か御意見があれば、その意見を付して市長に答申することになりますので、よろしくをお願いいたします。

いかがでしょうか。委員、お願いします。

◎委員 先ほどの部局の説明、あるいは団体の説明、質疑の中で、平成10年10月から同じ団体、聖ヨハネ会さんにやっただいておまして、アンケートの結果も満足度が高いし、ほかの法人に変えていただきたくないという意見でありますので、引き続き、指定管理をお願いできればと思います。

◎委員長 お願いします。

◎委員 私も同じような感じで、あれだけ満足度が高かったりとかするのであれば、法人を変える必要性は全くないのかなと。継続したほうが、多分、いいこともたくさんあるので、いいのかなとは思っています。

◎委員長 他、いかがでしょうか。

◎委員 この本町高齢者在宅サービスセンターの拠点区分、決算書を見ますと、やっぱり利益が出ているということで、ほかの拠点を見ると赤字になっているとか、桜町病院が赤字になっていたとか、そういうところがあるのだけれども、ここに関しては黒字を出しているということなので、そこで利益を分け合うという規程がないということであれば、小金井市としては、この財務状況を考えると、やっていただいたほうがいいのかという意見です。

◎委員長 補足として意見を付けるとすると、何か御意見はございますか。委員。

◎委員 委託した後の5年間について、利用率を上げていくといった方向性はありましたが、どのようにしていくか、具体的な方策は見えなかったので、その点を意識してほしいと思います。

◎委員長 ありがとうございます。今後、より高齢化が進んでいき、課題がますます出てくると思いますので、市と指定管理業者の間で、しっかり連携をとって適切な管理をしていってほしいと思います。課題も認識しておられ、方向性も持っておられるということなので、継続してやっていただくのがいいのかなという感じがいたします。

それではここで、休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

◎委員長 それでは、社会福祉法人聖ヨハネ会の指定管理者候補者の選定につきまして、当委員会としては、「今後の事業展開を具体化し、市と指定管理者が連携をとって地域の高齢者を見守るまちづくりに努めていただきたい。」という意見をつけまして、社会福祉法人聖ヨハネ会を指定管理者候補者として選定するというところでまとめたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしということでございますので、本件につきましては、ただいま申し上げましたとおり、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者を社会福祉法人聖ヨハネ会として選定し、先ほどの意見を付して市長に答申するというところで決定いたしたいと思っております。

それでは、入れ替えのために若干休憩を取りたいと思います。

◎梅原企画政策課長 担当課はここで退席させていただきます。

◎委員長 御苦労さまです。

◎介護福祉課 どうもありがとうございました。失礼します。

(休 憩)

◎委員長 会議を再開いたします。

それでは、本日、市長から審議に当たりまして、諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎堀池交通対策課長 交通対策課長の堀池と申します。本来であれば、市長が諮問するところ

ではございますが、他公務のため、私のほうから諮問書のほうを読ませていただきます。よろしく願いいたします。

小 企 企 発 第 9 7 号
令 和 2 年 8 月 2 6 日

小金井市指定管理者選定委員会
委員長 佐藤 直人 様

小金井市長 西岡 真一郎

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和2年度諮問第3号

武蔵小金井南第3自転車駐車場外6施設の指定管理者の候補者の選定について

【指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称】

名 称 武蔵小金井南第3自転車駐車場外6施設
所在地 東京都小金井市本町六丁目5番外

【指定管理者の候補者団体の名称】

所在地 東京都小金井市貫井北町一丁目8番21号
団体名 公益社団法人 小金井市シルバー人材センター
代表者氏名 会長 杉中 清良

【指定の期間】

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

以上、よろしく願いいたします。

(諮問書手交)

◎委員長 ただいま小金井市長から諮問を受けました。

それでは、令和2年度諮問第3号武蔵小金井南第3自転車駐車場外6施設の指定管理者の候補者の選定についてを議題といたします。

本件につきまして、説明のため担当課及び団体の方にお集まりいただいておりますので、それでは、団体の方をお呼び願います。

(団体入室)

◎委員長 本件につきまして、説明のため担当課及び団体の方に御出席をいただいております

す。簡単に自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

◎委員長 それでは、施設の概要及び事業計画書等につきまして、20分程度で説明していただきたいと思います。まず、担当課より説明をお願いいたします。

◎堀池交通対策課長 それでは、指定管理者候補者に管理を行っていただく武蔵小金井南第3自転車駐車場外6施設の概要等につきまして、配布しております資料に基づき説明させていただきます。

まず、指定管理者に管理を行っていただく自転車駐車場でございますが、資料の後段のほうにあります条例の5ページの別表第1を御覧いただきたいと思います。こちらのほうになりますが、上から名称として武蔵小金井南第3自転車駐車場、位置として、小金井市本町六丁目5番となっており、そこから下の6施設が対象となり、合計で7施設の自転車駐車場の管理をお願いするものでございます。

各自転車駐車場の案内図及び収容台数につきましては、資料の駐車場設置図の両面に武蔵小金井駅周辺、2面に東小金井駅周辺、及び、欄外に新小金井駅前の自転車駐車場について記載させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

なお、今回の指定におきましては、前回、5年前の平成27年度の諮問の際に、自転車駐車場の数が武蔵小金井駅地区に8か所、東小金井地区に4か所、新小金井駅地区に1か所の合計13か所となっておりますが、再開発事業や区画整理事業等に伴い廃止となったところもあるため、現在は武蔵小金井駅地区に4か所、東小金井駅地区に2か所、新小金井地区に1か所の合計7か所となっております。

このほか、自転車駐車場の整備運営につきましては、民間活力の推進を図っており、平成26年、平成27年に、武蔵小金井の西側、武蔵小金井駅南第1など、直近では平成30年度に東小金井駅東側高架下の駐輪場を公益財団法人自転車駐車場整備センターをお願いしていることや、あと、民間、その他の民間の自転車駐車場を運営していただいていることなどから、本市の自転車等の駐車場整備計画というのがございますが、そちらにおけます計画台数を満たしているところでございます。

次に、指定管理が行う業務の範囲につきましては、資料、条例の第2条の3に記載しておりますとおり、駐車場の運営に関する業務、駐車場の使用の承認に関する業務、及び、駐車場の施設及び附帯設備の維持・管理に関する業務、前3号に掲げるもののほか、市長が必要を認める業務となっております。

続きまして、指定管理者の候補者の団体の概要でございます。資料の申請書のとおり、名称は公益社団法人小金井市シルバー人材センター。所在地は東京都小金井市貫井北町一丁目8番21号でございます。当該団体は、昭和51年の10月21日に小金井市高齢者事業団として発足し、会員数259人から始まり、現在44年目を迎え、令和元年度末現在の会員数は1,100人となり、高齢者に就業の機会を提供し、健康で生きがいのある生活と地域社会の福祉の

向上や活性化に大きく貢献しております。

事業実績といたしましては、こちら資料の法人概要の17ページを御覧いただきたいと思いますが、そちらのほうの表の右側、仕事の内容のところに記載があるように多種多様な業務を行っております。その中で自転車駐車場の管理ということであれば、昭和54年の無料自転車駐車場の管理、整備に始まり、指定管理者制度が施行された平成18年から指定管理者として現在まで管理、運営に御尽力をいただいているところでございます。

したがって、延べ41年にわたる豊富な経験とノウハウを兼ね備えていること、高齢者の雇用の安定に関する法律の規定に基づく業務を行うことにより、高齢者の就業機会の増大を図り、併せて、活力ある地域社会づくりに寄与する団体であること、また、過日、公益財団法人東京しごと財団より当該団体への受注機会が確保されるよう特段の配慮の依頼を受けていることなどから、当該団体を指定管理者に選定させていただいたところでございます。

最後に、この施設の管理を行わせる公の施設の指定期間といたしましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。

続きまして、団体のほうから補足説明ございましょうか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター それでは、事業計画書について概略説明をさせていただきます。事業計画書2、3ページを御覧ください。まず、管理運営の基本方針ですが、平等公平利用の確保、管理、経費の効率的運用、人的、物的能力を生かし、適時、適切に配置、個人情報保護の4つの方針をもとに運営してまいります。

当センターでは、市営駐輪場の管理業務を昭和54年、無料の頃から管理させていただいております。その後、平成18年度からは、指定管理者として指定を受け管理しており、無料の頃から通算すると、40年以上の歴史があります。この市営駐輪場管理運営業務は、地方行政の一端を担う責任のある対応が求められる市民サービス事業であり、指定管理者に指名され運営することということは、経費削減と市民のサービスの向上が目的です。シルバー人材センターでは、その2つに加え安全対策の面にも力を入れ3本の柱で、指定された暁には今まで以上に目的達成のため運営してまいりたいと思っております。

次に、4ページを御覧ください。人員配置につきましては、各駐輪場の利用者の多い時間帯、少ない時間帯といった利用の状況に応じて適正な人員配置を行います。そして、80人近い就業者がおりますので、各駐輪場の各時間帯に責任者を配置し、利用者が気持ちよく利用できる運営を心がけてまいります。

就業会員の研修につきましては、新人に対しては、まず基本的な心構え、就業の仕方等の研修を受けさせ、その後、現場で就業させるようにいたします。また、この業務は利用者と接する業務なので、接遇研修を必ず受講させ、利用者はおお客様であるという意識を持って就業するよう指導してまいります。ほかには、自主防災訓練、応急手当研修を年に1回実施し、緊急時

の対応ができるよう訓練してまいります。

次に、団体の経営状況につきましては、過去3年の決算報告書を添付してありますが、平成29年、30年度については、正味財産がマイナスとなりましたが、令和元年度は経費等の見直しをし、正味財産がプラスとなっております。

5ページを御覧ください。団体の実績につきましては、この駐輪場管理業務以外にも小金井市からは集会施設、公民館管理及び広報配布等の様々な業務を受託しており、令和元年度は実績を上げることができました。

次に、6ページを御覧ください。事業運営の安全、安定性につきましては、実務研修教育、接客研修を実施し、利用者をお待たせしない迅速な手続き処理ができるよう、さらに、マニュアルにない事項については臨機応変に対応できるようにいたしています。そのため、新人に対してはローテーションに入る前に体験就業を経験させ、その後、就業してからも1か月間はベテラン会員のもとで就業させることとしています。

また、接客、接客サービスの5原則、表情、身だしなみ、基本動作、挨拶、言葉遣いに則り、利用者に対して親切で気持ちのよい接客ができるよう接客研修を実施し、顧客第一主義の考え方でお客様の目線を意識し運営してまいります。

次に、7ページを御覧ください。施設管理の安心、安全性についてですが、駐輪場内を定期的に巡回し、利用者、就業者にとって危険がないか常にチェックし、危険があったときは早急に工事等を実施しています。自転車が取り出しやすいよう、常に整理整頓を心がけ、出しづらいつきはお手伝いしたり、往来の多い通りに面した駐輪場での出入りの際、通行者とぶつからないよう誘導、監視するなど、常に利用者の行動を優しく見守り、適切な対応を取るよういたします。また、防火管理者を配置し、消火設備、消火器の点検を年に2回実施し、防火の意識も高めます。

現在管理する駐輪場の約半分が機械式の駐輪場ですので、常に更新機、精算機の稼働状況を確認し、利用者に極力迷惑のかからないよう留意いたします。また、設備の故障には会員が即時対応できるようにいたします。

次に、9ページを御覧ください。事故等の発生時、危機管理の対応として、緊急連絡網を整備し、各駐輪場等に張り出し、連絡網が機能するか常に模擬試験を行います。また、必要に応じ、市との迅速かつ円滑な連携がとれる体制を整えます。

次に、11ページの個人情報及び情報公開につきましては、関係法令、小金井市個人情報条例及び公益社団法人小金井市シルバー人材センター個人情報保護に関する要望、個人情報保護方針に遵守し、的確に運用いたします。

利用申請書等、個人情報の記載された書類の取り扱いについては、場所を決め、不特定多数の人に見られないようにし、鍵がかかる場所に保管します。併せて、就業会員に個人情報の保護の重要性を意識させるとともに、各書類の取り扱いについても法令等の趣旨に沿った対応を取るよう指導しています。

また、公平な施設利用につきましては、障がい者や高齢者に対しましては各駐輪場のとめやすい場所に専用の置場を設置し、特に障がい者は満車の場合でも必ず駐車できるようにしております。

次に、11ページの環境対策といたしましては、ごみは徹底した分別を行い、資源再利用に努め、メモ用紙は要らなくなったものを用紙として再利用するなど、無駄なごみを出さないように努めます。また、施設によって駐輪場内外に大量の落ち葉が堆積するため、随時落ち葉掃きを実施し、利用者には清潔で安全な施設を提供いたします。また、年1回、自転車駐輪場周辺道路100メートル以内でごみ拾いを実施いたします。平成30年度に関しましては49名が参加しております。令和元年度に関しましては51名参加しております。

次に、12ページの市との連携につきましてです。駐輪場の閉鎖、移動管理等に関わる大きな変更があるときは、利用者へ周知方法、郵送で通知を出す、町内に看板をかけるなど、移動手続き方法を綿密な打合せを市の担当者と行い、利用者に円滑に移動していただくようにいたします。また、突発的に発生する事業及び修繕等は、市と協議し、それらに関わる経費については、予算を調整の上実施いたします。年1回、市、それと機械業者、シルバー人材センターの3者打合せ会を開催し、現状報告、それと問題点等を話し合い、情報の共有化を図ります。

次に、13ページ、14ページを御覧ください。利用者の満足度向上策といたしましては、近隣の駐輪場と密に連携を取り、満車の場合は近隣の空いている駐輪場を御案内できるようにいたします。また、各駐輪場が最大限有効活用できるように、定期及び一時利用の収容台数を実態に即して設定しています。

ほかには、利用者が分かりやすいよう、駐輪場内の表示板、案内板等を設置します。また、身体障がい者用の専用スペースやチャイルドシートのついた自転車の優先置場も設置するなど、利用者の利便性、安全性を第一に考え、利用者が快適に利用できるよう、必要に応じ施設内外の整備、修繕を努めます。

利用者サービスの基本は接遇であるという意識を全会員が持つよう繰り返し指導いたします。接遇の5原則、表情、身だしなみ、基本動作態度、挨拶、言葉遣いを常に意識し、利用者へ目配り、気配り、心配りをして、利用者自身が大切にされている、感謝や思いやりを持って接してくれているとの感覚を持っていただけるよう努力いたします。

苦情対応につきましては、利用者とのトラブルの主な原因は接遇のまずさによるものが多いので、接遇研修を実施し、利用者はおお客様であるという意識を浸透させることにより接遇の向上を図ります。また、就業会員の打ち合わせ会を実施し、実際にあったトラブルを報告し、その原因を探り、どのように対応すればよいか話し合いを行い、以後、同じようなトラブルを起こさないよう指導してまいります。

そして、武蔵小金井地区、東小金井地区に責任者を配置し、トラブルが発生した場合は、責任者が早急に現場に出向き、対応いたします。また、機械式駐輪場において、管理員のいない時間帯に機械のトラブル等で苦情が発生した場合には、整備会社に対応できるようにいたしま

す。

次に、15ページを御覧ください。利用者の意見、要望などに対して、事業に反映させていくかについては、各駐輪場に設置したアンケート箱、御意見箱に寄せられた意見、要望に対し、3日以内にその利用者に対し文書で回答します。また、利用者サービス相談窓口を設け、専任の担当者を配置し、いつでもどこでも出向き、即時対応いたします。

また、利用者接遇アンケートを実施し、意見、要望をお聞きし、対応がすぐできるものについては、即実行いたします。

次に、16ページを御覧ください。施設利用者増加対策につきまして、まず、駐輪場がどこにあるか知ってもらうことが大切であると考えます。市報に駐輪場案内を掲載したり、駅周辺に駐輪場案内を設置し、周知を図ります。そして、利用者に1回利用したらまた利用したいと思わせるような接遇を心がけます。

次に、17ページの効率的な事業運営のための方策といたしましては、駐輪場によって定期場所、一時使用場所に余裕があるところがあるので、各駐輪場が最大限有効活用できるよう、定期及び一時使用の収容台数を実態に則して設定しています。特に利用率の低い駐輪場については、有効利用の方法を市と相談しながら検討してまいります。

次に、19ページから、コストについてです。経費削減の具体策といたしましては、経費の中で一番大きいものは人的経費であるので、各駐輪場でどの時間帯の利用が多いか少ないかを調査し、曜日、1日の時間帯で利用の状況に応じて適正な人員配置をいたします。費用対効果を常に意識し、利用の少ない時間帯は管理員を置かない等の整備を行います。

また、修繕経費におきましては、老朽化している施設がほとんどのため、利用者の安全面を第一に考え、必要な修繕を行っていきますが、専門的な技術を要する修繕以外、業者に委託しなくてもできる修繕は、駐輪場の就業会員又はシルバー人材センターに所属している会員が行い、経費を節約するよういたします。

経費削減において今後検討しなくてはならないことは、機械式駐輪場においては、一時使用駐車券を紛失による出庫で、何日とめても100円で出られてしまうため、大きな収入減になっています。そのため、券紛失で出庫する際、割増し料金を徴収するなど、今後、市担当者と検討を進めてまいりたいと思います。

シルバー人材センターは、まさに高齢者の就労とボランティア活動の事業を行う団体であります。仕事やボランティア活動をすることにより、病気になる率も下がり、医療費の軽減にもつながっています。また、仕事で収入を得ることにより市内での購買欲も上がり、地域社会の活性化にも寄与しています。このことは小金井市の財政にも大きなプラスになっていると思います。

現在、自転車駐車場管理運営業務に従事している80名近い会員は、全員が小金井市の高齢者であります。就業している高齢者は、責任ある仕事をするにより、いつまでも健康で若々しく元気に生きがいを感じて過ごすことができます。

この駐輪場管理運營業務については40年以上の豊富な経験があり、培ってきたノウハウは貴重な財産となっております。その間、利用者とは顔なじみになり、挨拶もスムーズに行われ、お客様を分かっているからこそ、きめ細かいサービスを提供できると自負しています。

以上のことから、当シルバー人材センターこそがこの業務遂行に最適であると確信しております。ぜひ、シルバー人材センターを今後も指定管理者に選定していただけるよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

◎委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの施設の概要、また提出されております事業計画書等につきまして、各委員から質疑を行いたいと思います。

その前に総合的に2点質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、申請に当たりまして、役員の中に、市長、副市長、教育長、議員等の本人または配偶者及び2親等以内の親族がない旨の誓約書を提出していただいておりますが、このことについて間違いはございませんでしょうか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター 間違いございません。

◎委員長 ありがとうございます。

2点目ですが、指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者の指定は公募によることとされておりますが、公募によらない選定の規定もございます。先ほど、公募しないことの説明はされたかと思っておりますけれども、再度、武蔵小金井南第3自転車駐車場外6施設の指定管理者候補者の選定に当たり、公募によらない選定とした理由についての説明を簡潔にお願いします。

◎堀池交通対策課長 公募によらない選定にした理由につきまして、先ほど御説明した内容と重なる部分もございますが、説明させていただきます。何点かございます。

1点目としては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、当該団体は高齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定に基づき、高齢者の就業機会の増大を図り、併せて、活力ある地域社会づくりに寄与することを期するために市が雇用を行う団体であり、小金井市の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条第2号にも該当すると考えております。

2点目といたしましては、今後もさらに高齢者が増加する中、小金井市の「第7期介護保険・高齢者保健福祉総合計画」においても、高齢者の就労、社会参加の支援の記載があり、高齢者の就業機会を確保することは、市の施策として必要であるというところがございます。

3点目といたしましては、当該団体は、指定管理者制度が施行されて18年から当時は19施設の自転車駐車場の指定管理業務を担っていただいております。その後、最大で23施設、市内で23施設を請け負っていただいておりますが、再開発事業や区画整理事業などに伴い、また、市のほうでは民間活力の推進により、現在では7施設まで減少している状況にあります。このため、当然ながら、以前に比べ高齢者の就業機会も減少している状況にあり、

先ほど申しましたとおり、法律等で示す内容に相反する現状を少しでも維持、確保することは大切だと考えております。

4点目といたしましては、当該団体が40年以上の実績を持っている、それに伴っての豊富な経験、ノウハウがあるというところがあり、条例の規則第6条3号にも該当するというふうな形を考えており、引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した事業活動及び効果が期待できるというところは該当しているかなと考えてございます。

最後に、5点目となりますが、先ほどもお話ししました公益財団法人東京しごと財団よりも文書で政策目的、随意契約の対象となる施設、シルバー人材センターへの事務事業の発注についてというところで受注の機会が確保されるようにという依頼も受けているというところもございまして、以上の理由から、公募によらない選定とし、当該団体を指定管理者に選定させていただいたところでございます。

御理解いただくよう、よろしくお願いたします。以上です。

◎委員長 それでは、各委員からの質疑を行います。いかがでしょうか。お願いたします。

◎委員 法人概要ということで、今年の6月19日の定期総会の資料が出ております。定款の中で、役員を選任については総会の議決ということになっておりまして、その中の48ページです。第2号議案ということで、理事候補者3名の方が載っております。2番の方について、同じく登記事項の全部証明が出ていますが、2番の方が載ってなくて、登記事項証明の右下部分、最下段のところ、このYさんが理事として登記をされているんですが、2番の方ではなくて、Yさんを理事として選任をなさったということなのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、事業計画書の7ページですが、一番下のところに、機械式駐車場について、常駐する時間が短いので防犯カメラの設置を検討したいということが書いてあります。市の予算の中では、防犯カメラの借上料として、武蔵小金井駅南第7駐車場と東小金井駅高架下駐車場の2か所について防犯カメラの借上料が載っていますが、そのほかのところについて、防犯カメラが必要なかどうかお伺いしたいと思います。

それから、ちょっとまた戻りますが、提案書の21ページです。21ページの中で、真ん中辺りに、「ICカードを紛失した際に再発行の手数料が無料なので、有料化の検討が必要かと思っております」と書かれていますが、この内容については、条例の施行規則の9条のところに、使用券の再交付という規定があって、定期使用券を紛失した者は再交付を受けなければならないと書いてあるんですが、このことを指しているとすれば、ここだけ読むと確かにお金が取れないんですけども、再発行に当たってはお金がかかると思っておりますので、ぜひ、もしここに該当するんだったら、規則を改正して、再発行手数料を入れてしまえば解決すると思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、総会の資料の19ページ。2019年度において傷害賠償事故状況という中の傷害事故というのが載っています。その中で、駐輪場管理班が就業中に74歳の男性の方が足の指を骨折して通院中というふうな記載がありまして、使う方の安全も当然必要なんですけれど

も、働いている方も高齢者ということですので、安全、安心ということが特に必要だと思えますので、この辺の安全、安心ということについて研修とか、毎朝のミーティングとかで何かそういうことを防止するような形で何か行われていれば、お話しをいただきたいと思えます。

最後に、市のほうにお伺いしたいんですが、5年前の会議録を読むと、指定管理を行っていただけに当たって、自転車駐輪場整備センターのほうに見積りを取って、もしも自転車駐輪場整備センターがシルバーさんが行っている事業についてやるとすればどれぐらい費用がかかるかという見積りを取ったところ、自転車駐輪場整備センターのほうが高かったというふうなことが議事録に載っているんですが、今回、そういう見積りを取られているのかどうかお伺いしたいと思います。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター まず1点の、理事の選出についてということで御質問を受けまして、理事の3名についての第2号議案の中で、2番目の方が議案としては出しました。結果的に、総会の中で2番目の方が辞退をしたいというような意思表示がありましたので、そこは認めて、私どもの総会の中で辞退というようなことで発生もしましたので、その中で、今申し上げた、9分の7ページの最下段の方を総会の中で議決を取って選出したという流れでございます。

◎委員 分かりました。

◎堀池交通対策課長 2点目の防犯カメラの関係です。まず、機械式の駐輪場はどこなのかという御質問から始めたいと思えます。機械式の駐輪場というと、武蔵小金井駅南の第7、東小金井駅西側高架下及び東小金井駅の北第1駐輪場の合計3か所ございます。ただ、東小金井駅北第1自転車駐輪場につきましては、指定管理者に常駐していただいておりますので、防犯カメラを設置していないという状況でございます。よって、予算上は、南7と西側高架下の2つという状況が現在でございます。今現在の段階では、そういう常駐してという関係もございまして、何かそこでトラブルがあった、夜間に例えば自転車が盗難に遭われたとか、何か利用者に危害が加わったとか、そういうところもございませぬので、今は設置はしていないというところで。ただ、今後、例えば、防犯上の観点から設置の必要性があるというふうになれば、当然、予算措置をする必要もございまして、指定管理者との協議、検討したいというところでございます。

ICカードについても、委員がおっしゃられるとおり、規則のところには該当するのかなというところがあります。そういうところでは、これは先ほどと答弁的には一緒になりますけれども、シルバーさんからも提案がある中、歳入の確保という点もありますので、意見も参考にさせていただきながら、今後はシルバーさんと協議、検討が必要なのかなと考えてございます。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター 続きまして、傷害事故なんですけれども、骨折でして、概ね9日間通院をしたような形になっています。なので、こちらとしては重篤事故というような扱いではなく処理をさせていただいています。こちらの対応なんですけれども、年1回の班会議等でまず会員全員に周知徹底というような形で、利用者が第一、就業者にまず安

全の研修をさせていただいております。

今回のこちらの傷害事故に関しましては、東京しごと財団のほうから安全パトロールとしてこの現場をちょっと見させていただきたいということでお話が来ておまして、9月にこちらに東京しごと財団の方が来て、本人とそれと責任者と面談というような形を取らせていただきます。

◎堀池交通対策課長 では、5点目。前回の整備センター見積りを取ったのかというところでございます。電話でお願いをしたところ、当時、施設が13か所あった。今回7か所になってしまうというところでは、ちょっと環境が、状況が変わり過ぎて、なかなか見積りするのが困難であるという回答はいただいております。

◎委員 分かりました。ありがとうございました。

◎委員長 よろしいですか。ほかに御質問等ございませんでしょうか。お願いいたします。

◎委員 収支計画のところなんですけれども、施設整備利用料金ということで、令和3年度が7,060万1,000円、4年度が7,147万1,000円、5年度が7,245万7,000円、6年度が7,321万8,000円、7年度が7,452万7,000円とどんどん増えているんですけれども、この施設整備利用料金は、これは市の全部管理委託料ということなんですか。

◎堀池交通対策課長 収支計画の横の年度のところの数字のことだと思いますけれども、これについては、今の収支計画としてはいただいておりますが、今後の委託料というところではございません。

◎委員 じゃないということですね。見積りがあるじゃないですか。見積りをしているのは、管理委託料の見積りではない？

◎堀池交通対策課長 基本的には、この収支計画書に記載された年度ごとの金額ですが、考え方としては、おっしゃるとおり指定管理委託料をお示ししていただいているというところでございます。

◎委員 それ以外収入はないんですか。

◎堀池交通対策課長 委託料として、歳出としてシルバーさんのほうに指定管理委託料として支出しています。駐車場の使用料というのは直接市のほうに歳入として入っています。

◎委員 そうなんですか。そこで、じゃあ、法人さんの受け取るのは委託料だけですか。

◎堀池交通対策課長 委託料のみです。

◎委員 そうということなんですね。

どんどん増えているんですけど、こういう計画というのは、多分、人件費は増えているとかそういう話で作られていると思うんですけど、こんなにどんどん増えていくんですかね、人件費が。それで増やしているのか。ここ、どんどん市が払う金額が増えているわけですけど、そこら辺が何か市民としてはどうなのかなという話だと思うんです。こんなに増えていいのか。人件費が増えているということで計画を作っているということだと、何でこんなに人件費が増

えるのかという話になると思うんです。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター 見積書を5か年という形で出させていただいております。その中で、それぞれの年度ごとに積算した内容がこの金額になっているということですので、あと、人員の配置とか、そういう年度ごとに変わる場所もありますので、そういうような形でちょっと増えているという状況です。

◎委員 右肩上がりで、どんどん収入が増えていって、どんどん市の支出が増えていく。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター 前年度が、施設が1か所増えたんです。同じ施設じゃなく、北1というところがあるんですけども、武蔵小金井地区には、そこにプラス1か所、増えておりますので、その分が人件費として上がっている。一般的にずっと同じ形の駐輪場人員については、ほとんど人件費については上がっていないという数字が出ていると思いますので。

◎委員 でも、ここ右肩上がり。そこ、どうやったら分かるのでしょうか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター 少し上がっているのは、北1増というのが昨年度9月から、一昨年ですね、9月から増えたので、その分は約1,000万円ほど上がっていると思います。

◎委員 ちょっと市民としては納得いかないんじゃないかなという気がします。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター 細かいところを見ますと、各駐輪場の細かい見積書があるかと思います。こちらが時給というところが書かれているんですけども、こちらを、一応、年々少しずつ上げている結果、人件費のほうは少し上がっているような形で計上のほうをされております。

それと同時に、別にコーディネーター料というところを分けて設けているんですけども、その部分もちょっと年々上げさせていただいて、こういった形で右肩上がりというような形で数字のほうが上がっております。

◎委員 実績が増えなければ、別に市民は関係ないからいいんですけども、どんどん膨らんでいってという話になってしまうと、市民は別にサービスがそんなに変わっているとは思っていないと思うんですよね。それで税金から負担がどんどん増えるということになると、ちょっとあまり納得感が得られないというふうに個人的は思います。

これで、そのまま毎年の請求をされるというわけではないんですよ。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター そうではないです。あくまで見積もりです。

◎委員 では大丈夫です。

◎委員長 次に、お願いいたします。

◎委員 人件費がちょっと増えていくというのは、人を増やすのではなくて、最低賃金が上がるからみんなちょっとずつ上げていますよというイメージですか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター そうです。

◎委員 承知しました。であれば、しょうがないかなと思います。

◎委員長 よろしいですか。

◎委員 新たな質問で、さっきお読みいただいた事業計画の中にアンケートをやりませよみたいな話があったと思うんですけども、これはまだやっていらっしゃらないということですか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター 全駐輪場のハウスの前に御意見箱を設置しているわけですけども、当初はありましたけれども、この四、五年は文書による投函はございません。

◎委員 アンケートもですか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター 御意見箱への要望等は1件もありません。

◎委員 アンケートに関しては、現状あまり投函がないということだったんですけども、アンケートを増やしていこうというようなことはやられているんですか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター アンケートにつきましては、年に1回あるいは3年に1回というようなことで、毎年やっているわけではありません。特にアンケートのほうはなかなか投函してもらえないんです。それで、2、3人とか5人ぐらいで、なかなか投函していただけないということなので、今後は、コロナ問題が少し収まりつつあったなら、市のほうとも御相談しまして、やってみたらどうかという、今、思案中でございます。

◎委員 事業計画にはやりませと書いてあったので、やりませということですよ。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター はい。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 では、次お願いします。

◎委員 法人概要の19ページの傷害事故とありますけれども、駐輪場のところで2件事故があったんですか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター 先ほどの骨折のものと、あと、傷害事故の下から2番目の無料の駐輪場管理になりまして、こちらはすぐその市役所の新庁舎の交差点のところなんですけれども、ここで終業途上になります。就業中ではなく終業途上ですね。帰りの際に信号待ちをしていたら別の自転車が急に前から来て、びっくりしてバランスを崩して倒れた。それで、頭部をけがいたしまして、針を縫うような形の処置をされたということで報告のほうが上がっています。

◎委員 通院中ということは、結構重いということですか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター こちらのほうの治療は終わっておりまして、入院が3日間、それと通院が10日間というような形で報告が上がっております。

◎委員 働いていらっしゃる方は雇用契約ですか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター 雇用ではないですね。

◎委員 雇用ではない？

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター はい。

◎委員 委託というか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター 今ここでやっているのは請負というような形でさせていただいています。というのは、うちのほうから就業の提供の部分をいただいて、それで、会員に関しましては、この条件でどうですかということでお示しをして、会員さんがこれであればということなので、一般的に労働契約というようなものは成立していない。存在していないというか、ちょっと言葉的に適切ではないかもしれないけれども、そんな形になっています。

◎委員 じゃ、傷害保険とかそういうのはないんですか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター 一般的に、このシルバーの会員の方々は労働契約が成立しておりませんので、会社で努めている労働災害というものには適用にならないということで、一応、この場合、傷害賠償保険という形でおかけして、そんなに大きな金額ではないんですけれども、そういう形で保障をしているということです。

◎委員 この方たちにも支払いをしている？

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター そうですね。

◎委員 2件出てしまっているの。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター そうですね。小金井の場合ですと、発生率が都内に比べてちょっと多いようですね。それと、あと、重篤な事故というんでしょうかね。自転車等で転んで大きなけがをして、1か月とか、そんなに長い入院するというようなことは非常に少ないという傾向が出ていまして、私ども、この傷害事故についてもなるべく減らそうと努力して、いろいろなことを財団のほうからアドバイスいただきながら努めてはいるんですけれども、結果的にこういう状況になっている。

◎委員 ちょっとかわいそうというか。もうちょっと研修というか、安全に働けるような環境というんですかね。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター その辺については、やっぱり我々も年を取ってくると転倒とか、特に自転車事故というのが多いというふうに聞いていますので、その辺の研修とか、要するに、重複して起こった場合については、安全講習会を受講してもらうとかというような形で、今後、動機づけはしていきたくというふうに思っています。

◎委員 特に駐輪場が危ないとかそういうことはないんですか。

◎公益社団法人小金井シルバー人材センター そういうことではないです。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

◎委員長 では、私のほうから、事務局のほうにですが質問させていただきたいと思います。

まず、自転車駐車場業務というのはそもそもどういう目的でやっているんですか。考え方は。さっきの話だと、シルバー人材センターに仕事をということなんですけれども、そうではないはずだと思います。そもそもは、交通対策ですから、そのために何を目的としてやっているのでしょうか。

◎堀池交通対策課長 そもそもは通勤、通学の方々のために公共交通機関を、基本的には電車

に乗られる方のために自転車で来られる。駅前にその自転車を放置されると、駅前の景観や障がいのある方や高齢者の交通、歩行の支障になる危険性がある。そういったために、駅前周辺に駐輪場を整備することによって、そういう方々が安全で通行できるようにするため、基本的にはそういうところが目的で駐輪場は整備させていただいているということです。

◎委員長 そうですね。それから、1つは、自転車を利用される方の駐輪場で、恐らく放っておくと駐輪場は足りない、それで市のほうが整備したということですね。

◎堀池交通対策課長 そうですね。

◎委員長 要するに、駐輪場がないと放置自転車が増えるので、それがないように駐輪場を整備したということですよ。その事業については、シルバー人材センターがやっているということです。ですから、まず何でやるかというのが大事なんだろうと思うので、そのところを忘れてはいけなかなと思います。そして、そのために市がどれだけのお金を投下するのかということが問題になります。実は、今回、補足資料として「施設カルテ」をつけていただいたんですけども、これは市のホームページのほうで載っています。ここにあるコスト関連情報というところを見ると、平成30年度の運営収入と運営支出とその収支を見ていくと、新小金井は290万円の赤字、東小金井第1は570万円ぐらいの黒字ですが、東小金井の高架下駐車場のABが160万円の赤字、武蔵小金井第7は52万円の黒字ですが、武蔵小金井第3は64万円の赤字となっています。それから、武蔵小金井の北第1が30年度で2,052万円の赤字、武蔵小金井の第5がこれも1,000万円の赤字ということなんですよ。

あくまで、さっきおっしゃったように、市民の方には駐輪場のスペースを足りないの市のほうから用意して確保するという、それから、あと、放置自転車が生じないように自転車駐輪場を整備するというのは、これは分かるんですけども、ただ、これを見ると、もちろん黒字と赤字とあるんですが、中には大きな黒字が出ているところもありますけれども、トータルでは市としてかなりお金を投入しているようです。単にシルバー人材センターに仕事を、ということで判断すべきはないように考えますが、事務局としてはどのようにお考えですか。

また、かつてはかなり多くあったのが、最近ではかなり減っているということなんですよ。今後の見通しについては、どのように考えておられるのですか。

◎堀池交通対策課長 現状の市の指定管理で行っていただいている駐輪場については、まだ民間の所有者からお借りしている場所もありますので、そういうところがまたいつ返還されるかわからないというところでは不透明な部分がございます。ということです。

◎委員長 要するに、借りている駐輪場については、どうしても収支は悪化するということですか。

◎堀池交通対策課長 そうですね。ただ、一応、小金井市においては駐輪場計画というのがございまして、その計画に目標台数、当時10年前とかに作った計画なんですけど、その計画台数に対しては、今はやはり量的にはオーバーしている。市営、民間、整備センターも含めた中で、一応、市として数えられる数字としては、収容目標台数よりかは今の数量は目標を超えて

量的にはあるということです。

◎委員長 要するに、駐輪場の台数のほうが上回っている？ キャパシティのほうが多いということですか。

◎堀池交通対策課長 そうです。

◎委員長 どのくらい多いのですか。

◎堀池交通対策課長 数字的にいうと、一応、令和2年8月現在なんですが、武蔵小金井でいますと、一応、目標台数が6,150台。武蔵小金井周辺ですね。北、南合わせて、6,150台という形にしていますけれども、今現状では、6,647台。東小金井では、5,450台の目標台数ですが、現状6,227台という、市営、民間含めての現在の収容台数ではオーバーしているということです。

◎委員 それはいつの目標値なんですか。

◎堀池交通対策課長 これが10年前に策定した平成21年策定の計画です。

今後、その計画も見直す必要があります。あと、監査からも指摘事項としては使用料の見直しということ言われていますので、今後の直近での検討課題というところで認識をして取り組むような形を考えてございます。

◎委員長 確かに必要な駐輪場の台数は確保しなければならないし、利用料金の値上げという点では、利用者の立場を考えるとあまり高くできないということもありますね。

◎堀池交通対策課長 見直しを検討するというところです。

◎委員長 ただ、さっき言ったように、黒字のところもあるからいいんですけども、赤字のところもかなりあって、あまり駐輪場で赤字を出すと市民としてはつらいなところがあるかと思います。効率的な運用を考えていくべきだと思うんですけども、民間の駐輪場もあるということも考慮に入れて、今後の方向性として、増やすんですか、減らすんですか、現状維持なんですか。

◎堀池交通対策課長 それも今の計画が、一応、市としては駐輪場計画があるので、それを見直す必要はあると思います。その中でどうそこを考えていくかというのは、その中でうたっていけばいいかなとは思っています。例えば、今後の駐輪場の在り方とか、今後のどういう推移とか、人口推移とかを見ながら、そういった検証をする中で、今後、どれだけ本当に市として必要な台数がこうなんだとか、それに伴って、どういうふうな料金体系が必要になるのか、民間活用をしていくのか、指定管理でやっていくのか。そういう様々な方策は、その中で導き出すべきものかなと考えています。なので、今、増やすのか減らすのかというと、なかなかお答えしづらいかなど。

◎委員長 分かりました。そうすると、シルバー人材センターさんのほうから、一応、見積りとか5年間の計画を出していただいていますけれども、かなり流動的な部分があるということですか。

◎堀池交通対策課長 今までもそうなんですけれども、流動的になると、例えばこの間も、先

ほどのお話のとおり、27年のときが13か所指定管理させていただいて、今回、7か所減っている。それは民間活用など、あと、開発とかになって、付置義務という駐輪場の付置義務制度がありまして、いわゆる大型店舗の中には、それだけ利用される方に対しての駐輪場を整備する台数というのを要綱上規定させていただきますので、そういうところで駐輪場、自転車の利用される方も出てきているので、今、市の駐輪場だけではなくて、民間、そういう付置義務での大型スーパーなどの付置義務とか、あと、レンタサイクルとかも始まってきていますので、多分、5年前とはかなり違った状況というところがあります。そこを踏まえて、今後の市の在り方とか、どうすべき形が望ましいのか。それが市民サービス、イコール、市民の理解を得られるのかというところが今後の検討すべき事項なのかなと。

この5年間でスキームとかスタイルとか、乗る方の利用とか、整備体制とかも結構変わってきているというのが事実としてありますので、そこを担当課としては情報収集して検証して、今後、市としてどうしていくのかというのを示していくという時期に来ているんだろうなというふうに考えてございます。

◎委員長 今後、情勢が変わっていく、そういう状況に合わせて事業の在り方について考えていくということが必要になってくるということですね。

◎堀池交通対策課長 そうですね。なので、今回の指定管理の選定なので、これだけ市の施設が減ってきている中で、やはり指定管理というところで本来公募という原理原則がある中では、市としての施策の方向性として高齢者の雇用とかそういうところは、当時よりかなり減少してきた中で高齢者は増えていくという将来像もある中では、やはりそこは市としてシルバーさんに今後も引き続きお願いしたい。市民との長年顔をふれあう中での関係性というところで、市民サービスはかなりいいかなと思っていますし、僕も現場に行ったときに、そういう状況を見るたびに心温まるような気持ちにもなりますので、やはりそこではシルバーさんに今後も引き続きお願いしたいというところでございます。

◎委員長 そのためにアンケートもしっかりやっていただいて。

◎委員 最後に1つだけいいですか。

◎委員長 どうぞ。

◎委員 利用率とかというのは、施設ごとに出しているんですか。資料とかはあるんですか。利用率、稼働率というのかしら、どれぐらい稼働しているかとか。常に50%ぐらいしか動いていないですよとか、そういうのは把握されているのかなと思ったんですけど。

◎堀池交通対策課長 把握してございます。

◎委員 そうなんですね。ちなみに、どれぐらいなんですか。あまり利用率が低いのだと、こんなに要らないのかなとか思ったりとかしてしまうんですけど。

◎堀池交通対策課長 各駐輪場により違っており、例えば、武蔵小金井北1では利用率が100%以上であったり、東小金井の高架下の西側では30%とか、場所により利用率に差が生じております。

◎委員 そういうところは駐車する範囲を少なくするとか、何かそういった方策は考えるのか、それとも、もっと利用者を増やすとか。

◎堀池交通対策課長 利用者を増やす方策についてですが、将来的に廃止予定の駐輪場もあり、代替措置として考える必要もあつたりします。

◎委員 取っておいたほうがいいかなと。

◎堀池交通対策課長 そういうことですね。ただ、委員がおっしゃるとおり、即効性のある施策というところでは、例えば、利用料を減らすとか。

◎委員 駅からちょっと遠いから安くするとか。

◎堀池交通対策課長 そういう工夫はできるのかも分かりませんが、それで、また今度増えると、今度の代替措置的なところがなくなってしまうので、今、市としては、将来的なところもあるので、なかなか。

◎委員 そうすると、もう少し利用率が上がるかなというところですかね。

◎堀池交通対策課長 そういことです。

◎委員 なるほど。じゃ、結構減るところもあると。

◎堀池交通対策課長 そこが将来的にはなくなるということです。

◎委員 承知しました。ありがとうございます。

◎委員長 課題もたくさんあるみたいですね。ほかはよろしいですか。大分時間もおしていますので。

ないようですので、以上で武蔵小金井南第3自転車駐車場外6施設に係る関係者からの説明、質疑を終わらせていただきます。

ここで、団体の方は退席いただきます。ありがとうございました。

(団体退席)

団体の方が退席をされました。では、担当部局については、審査にあたり質疑等がありますので、お残りいただくということでございます。

それでは、これから武蔵小金井南第3自転車駐車場外6施設の指定管理者候補者について、公益社団法人小金井市シルバー人材センターを選定することについて、当委員会として審議を行っていきたいと思います。

何でも結構でございますので、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。なお、当委員会のまとめ方としては、公益社団法人小金井市シルバー人材センターが指定管理者候補者として適切であるかどうかを審議し、委員会として何か御意見があればその意見を付して市長に答申することになりますので、よろしくをお願いいたします。

◎委員 指定管理者については公募が原則で、駐輪場についてもできれば公募していただきたいんですけども、高齢者の就労機会の確保という面から、引き続きシルバー人材センターのほうにやっていただければなと思います。

◎委員長 他、答申に付する意見として何かありますか。

◎委員 先ほどの説明の中でも、施設の借りている駐輪場等もありまして、流動的な部分がありますので、指定管理委託料については年度ごとに精査をしていただいて、確定していただきたいと思います。

◎委員長 いかがでしょうか。お願いいたします。

◎委員 やっぱり今、赤字の部分が大きいみたいなので、できれば競争入札とかのほうがいいのか、公募のほうがいいのかという感じはしたんですが、高齢者の雇用創出とかということを考えると、今回、シルバー人材センターというところによろしいのかなというふうに思います。

ただ、やはり赤字が大分出ているみたいなので、その辺りを考えながら運営を今後はされていくといいのかなと思います。

◎委員長 お願いいたします。

◎委員 シルバー人材センターの決算書の貸借対照表を見ますと、3の正味財産が前年度7,100万円、当年度8,000万円ということで、財務基盤というのはしっかりしているということでございますので、あとは高齢者の雇用創出というんですかね、そこで市の高齢者に就労機会を与えるという意味において、シルバー人材センターを選定するのが適切であるというふうに考えます。

◎委員長 私も、いろいろ話しをうかがうと、少し問題もあるのかなという感じがいたしますし、民間の事業者が経営する駐輪場もあるということですので、公募というところも十分あり得るところだと思います。ただ、皆さんのおっしゃるとおり、高齢者の雇用の確保という意味から、シルバー人材センターを指定管理者候補者とするについて妥当であろうというふうに考えます。

ここで、一応休憩にします。

(休 憩)

◎委員長 それでは、武蔵小金井南第3自転車駐車場外6施設の指定管理者候補者の選定につきまして、当委員会としては、意見は1つですが、「利用者アンケートを活用するなど、サービスの向上を図りつつ、コストを意識した運営に努めていただきたい。」という意見を付しまして、公益社団法人小金井市シルバー人材センターを指定管理者候補者として選定するというところでまとめたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、本件につきましては、ただいま申し上げたとおり、武蔵小金井南第3自転車駐車場外6施設の指定管理者候補者を公益社団法人小金井市シルバー人材センターとして選定し、先ほどの意見を付しまして市長に答申することで決定いたしたいと思います。

それでは、そのほか何かございますか。

◎梅原企画政策課長 では、事務局からよろしいでしょうか。

事前に各委員と調整をさせていただきまして、今年度は残り2回開催させていただく予定でございます。次回は10月8日木曜日午後6時からの開催となりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長 以上で本日の議事全て終了でございます。これをもって閉会といたします。皆さん、すみません。進行が悪くて、時間かなり超過いたしました。長時間お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

(午後9時10分閉会)